

豊川市立小・中学校の通学区域に関する規則(昭和48年1月17日教育委員会規則第1号)

最終改正:平成24年6月11日教委規則第3号

改正内容:平成24年6月11日教委規則第3号[平成24年7月1日]

○豊川市立小・中学校の通学区域に関する規則

昭和48年1月17日教育委員会規則第1号

改正

昭和48年7月1日教委規則第4号  
昭和49年2月6日教委規則第1号  
昭和50年2月7日教委規則第1号  
昭和50年9月27日教委規則第14号  
昭和52年2月24日教委規則第1号  
昭和52年9月30日教委規則第2号  
昭和53年2月9日教委規則第1号  
昭和54年2月16日教委規則第1号  
昭和57年3月15日教委規則第1号  
昭和60年3月1日教委規則第2号  
昭和60年9月30日教委規則第4号  
昭和62年3月25日教委規則第6号  
昭和62年8月10日教委規則第7号  
昭和62年10月10日教委規則第8号  
昭和63年4月1日教委規則第4号  
昭和63年10月1日教委規則第5号  
平成元年2月9日教委規則第1号  
平成2年2月13日教委規則第1号  
平成2年9月14日教委規則第6号  
平成12年9月14日教委規則第10号  
平成17年3月16日教委規則第5号  
平成18年1月31日教委規則第3号  
平成20年1月11日教委規則第4号  
平成20年3月26日教委規則第10号  
平成22年1月28日教委規則第3号  
平成24年6月11日教委規則第3号

豊川市立小・中学校の通学区域に関する規則

豊川市立小・中学校の通学区域は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年7月1日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年2月6日教委規則第1号)

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年2月7日教委規則第1号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年9月27日教委規則第14号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年2月24日教委規則第1号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年9月30日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年2月9日教委規則第1号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年2月16日教委規則第1号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月15日教委規則第1号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月1日教委規則第2号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年9月30日教委規則第4号)

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月25日教委規則第6号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年8月10日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年10月10日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年4月1日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年10月1日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年2月9日教委規則第1号)

この規則は、平成元年2月20日から施行する。

附 則(平成2年2月13日教委規則第1号)

この規則は、平成2年2月19日から施行する。

附 則(平成2年9月14日教委規則第6号)

この規則は、豊川市豊川御油土地区画整理事業に係る地区の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

附 則(平成12年9月14日教委規則第10号)

この規則は、宝飯都市計画事業豊川東部土地区画整理事業に係る換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

附 則(平成17年3月16日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年1月31日教委規則第3号)

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則(平成20年1月11日教委規則第4号)

この規則は、平成20年1月15日から施行する。

附 則(平成20年3月26日教委規則第10号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年1月28日教委規則第3号)

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

附 則(平成24年6月11日教委規則第3号)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

## 別表

## 小学校

学校名	通学区域
豊川市立豊川小学校	豊川町、豊川町伊呂通、波通、仁保通、辺通、止通(1番地から16番地の1まで、17番地の3から20番地の3まで、22番地の3から24番地の3まで及び25番地の3を除く。)、知通、利通(市道奴通利通線以南)及び奴通(12番地の1から12番地の3まで、13番地の1から13番地の3まで、15番地の2、15番地の3、16番地の2、16番地の3及び17番地の2から17番地の5まで)、豊川仲町、豊川西町(51番地から55番地まで、57番地、80番地及び81番地を除く。)、門前町、西本町、豊川栄町、豊川元町、旭町、幸町、馬場町(松下(57番地から62番地まで、79番地及び111番地)及び薬師(61番地から64番地まで、79番地及び89番地から92番地まで)を除く。)、古宿町、花井町、新宿町、若鳩町(市道中央通四丁目開運通二丁目線以西)、若宮町、北浦町、開運通、二見町、中央通1丁目、2丁目及び3丁目(25番地から42番地まで)、駅前通2丁目及び3丁目(31番地から54番地までを除く。)、末広通1丁目(31番地から37番地まで)及び2丁目(21番地から64番地までを除く。)、桜ヶ丘町(70番地から79番地までを除く。)、中条町河原堂及び坂下(市道河原堂広口線以西)、緑町(32番地から56番地までを除く。)、牧野町1丁目(1番地から6番地まで、8番地から10番地まで、12番地から20番地まで、39番地から47番地まで、53番地、55番地から65番地まで、75番地から79番地まで及び87番地から91番地まで)並びに住吉町1丁目(1番地から7番地まで、9番地、10番地、25番地から48番地まで、50番地、51番地、56番地から78番地まで、80番地から83番地まで、94番地から106番地まで、119番地から122番地まで、124番地及び128番地)及び2丁目(1番地)
豊川市立東部小学校	三谷原町、牧野町(1丁目(1番地から6番地まで、8番地から10番地まで、12番地から20番地まで、39番地から47番地まで、53番地、55番地から65番地まで、75番地から79番地まで及び87番地から91番地まで)を除く。)、土筒町、当古町、院之子町、二葉町、向河原町、谷川町(天王(171番地から174番地まで)を除く。)、三上町、麻生田町、上野1丁目、上野2丁目、上野3丁目、上野4丁目、本野ヶ原4丁目(116番地から122番地まで)、馬場町松下(57番地から62番地まで、79番地及び111番地)及び薬師(61番地から64番地まで、79番地及び89番地から92番地まで)、瀬木町北裏(55番地、60番地及び103番地)、東豊町5丁目(31番地、32番地、34番地、36番地、38番地、40番地、41番地及び44番地を除く。)、大橋町、東名町1丁目(128番地から138番地まで及び149番地)、光陽町(市道東部区画51号線以东)、天神町(1番地、2番地、4番地、9番地、23番地から28番地まで及び34番地から37番地までを除く。)並びに住吉町1丁目(1番地から7番地まで、9番地、10番地、25番地から48番地まで、50番地、51番地、56番地から78番地まで、80番地から83番地まで、94番地から106番地まで、119番地から122番地まで、124番地及び128番地を除く。)及び2丁目(1番地を除く。)
豊川市立桜木小学校	桜木通、東桜木町、西桜木町、佐土町、美幸町、白雲町、曙町、小桜町、東新町、東光町、末広通2丁目(21番地から64番地まで)、3丁目及び4丁目、緑町(32番地から56番地まで)、桜ヶ丘町(70番地から79番地まで)、豊栄町(市道古宿榊井(その2)線以西)、稲荷通(市道古宿榊井(その2)線以西)、豊川西町(51番地から55番地まで、57番地、80番地及び81番地)並びに東曙町
豊川市立三蔵子小学校	三蔵子町、榊井町、六角町、大崎町、長草町、本野町、千両町数谷原(43番地、44番地、46番地の1から46番地の8まで、579番地の3から584番地まで、611番地の1から621番地の1まで、662番地の1から678番地の2まで、685番地の1から704番地まで、744番地の1から781番地の2まで、815番地、826番地から876番地の3まで、878番地から888番地まで、891番地から916番地の2まで及び932番地)及び穂ノ原3丁目(市道穂ノ原南千両線以东)
豊川市立千両小学校	千両町(数谷原(43番地、44番地、46番地の1から46番地の8まで、579番地の3から584番地まで、611番地の1から621番地の1まで、662番地の1から678番地の2まで、685番地の1から704番地まで、744番地の1から781番地の2まで、815番地、826番地から876番地の3まで、878番地から888番地まで、891番地から916番地の2まで及び932番地)を除く。)、南千両1丁目及び南千両2丁目
豊川市立牛	牛久保町(天王下及び水金剛を除く。)、下長山町(上アライ(1番地から7番地ま

久保小学校	<p>をを除く。)、美和通2丁目(11番地から16番地まで)及び3丁目、塔ノ木町2丁目(97番地から116番地まで)、千歳通3丁目(15番地から19番地の2まで)及び4丁目、牛久保駅通3丁目、南大通2丁目及び3丁目、高見町1丁目、2丁目(1番地から6番地まで)、3丁目(市道弥生一丁目新桜町通一丁目線以東)及び4丁目、新桜町通1丁目(1番地から3番地まで)、光輝町、寿通、西香ノ木町、西口町、弥生町並びに正岡町沖田、西深田(349番地から361番地まで)、流田(437番地から500番地まで)、胡麻田(726番地から733番地まで)及び縄手越(115番地の1から115番地の3まで、116番地から118番地まで、119番地の1、119番地の2及び124番地の4)</p>
豊川市立中部小学校	<p>千歳通2丁目(市道中通線以西)及び3丁目(市道中通線以西)、萩山町、中部町、下野川町、堺町、川花町、西塚町、四ツ谷町、光明町、佐奈川町、中野川町、明野町、松久町、山道町、新桜町通1丁目(1番地から3番地までを除く。)、2丁目及び3丁目、南大通4丁目、5丁目及び6丁目、牛久保駅通4丁目及び5丁目、高見町2丁目(1番地から6番地までを除く。)、3丁目(市道弥生一丁目新桜町通一丁目線以西)、5丁目及び6丁目、新道町1丁目(市道萩山二丁目新道一丁目線以南)及び2丁目、諏訪1丁目並びに諏訪2丁目(3番地から397番地まで)</p>
豊川市立八南小学校	<p>野口町(道下(市道代田八幡線以南)を除く。)、市田町(河尻(市道上宿樽井(その1)線以南)、財木、財木屋及び新道下(市道代田八幡線以南)を除く。)、穂ノ原3丁目(市道穂ノ原南千両線以西)並びに八幡町(下六光寺、上六光寺、大宝山、寺前、西六光寺、黒仏、上宿、大池及び鐘鑄場(12番地の9)を除く。)</p>
豊川市立平尾小学校	<p>平尾町及び財賀町</p>
豊川市立国府小学校	<p>国府町(山ノ入(120番地から127番地まで)を除く。)、国府南1丁目、国府南2丁目、国府南3丁目、森1丁目、森2丁目、森3丁目、森4丁目、森5丁目、森6丁目、為当町、久保町、白鳥町上郷中、下郷中、防入、米田、五丁田及び高田、白鳥2丁目、白鳥3丁目、白鳥4丁目、白鳥5丁目、白鳥6丁目(11番地から15番地まで、36番地から46番地まで、70番地から79番地まで及び106番地から123番地までを除く。)、八幡町下六光寺、上六光寺、大宝山(1番地の1から9番地の10まで、10番地の2から10番地の6まで、10番地の10、10番地の11、10番地の13から10番地の17まで、10番地の25から10番地の31まで、10番地の75から10番地の103まで、10番地の107から10番地の117まで、10番地の120、10番地の123、10番地の125から10番地の130まで、10番地の137から10番地の143まで、10番地の149から10番地の153まで、10番地の157、10番地の163、10番地の171、10番地の172、10番地の183から10番地の186まで、10番地の194、10番地の207、10番地の208及び10番地の210を除く。)、寺前、西六光寺、黒仏、上宿及び大池、新青馬町並びに新栄町</p>
豊川市立桜町小学校	<p>白鳥町(上郷中、下郷中、防入、米田、五丁田、高田、割塚(1番地の2及び1番地の3)、野口前(9番地の5、9番地の8、9番地の9、9番地の11及び9番地の28から9番地の114まで)及び兎足(1番地の5、1番地の6及び27番地の4)を除く。)、白鳥6丁目(11番地から15番地まで、36番地から46番地まで、70番地から79番地まで及び106番地から123番地まで)、白鳥7丁目、小田淵町、蔵子1丁目、蔵子2丁目、蔵子3丁目、蔵子5丁目(市道篠東野口(その3)線以西)、蔵子6丁目(市道篠東野口(その3)線以西)、蔵子7丁目(市道篠東野口(その3)線以西)、桜町1丁目、桜町2丁目並びに桜町3丁目</p>
豊川市立御油小学校	<p>御油町、八幡町大宝山(1番地の1から9番地の10まで、10番地の2から10番地の6まで、10番地の10、10番地の11、10番地の13から10番地の17まで、10番地の25から10番地の31まで、10番地の75から10番地の103まで、10番地の107から10番地の117まで、10番地の120、10番地の123、10番地の125から10番地の130まで、10番地の137から10番地の143まで、10番地の149から10番地の153まで、10番地の157、10番地の163、10番地の171、10番地の172、10番地の183から10番地の186まで、10番地の194、10番地の207、10番地の208及び10番地の210)及び国府町山ノ入(120番地から127番地まで)</p>
豊川市立天王小学校	<p>中条町(河原堂及び坂下(市道河原堂広口線以西)を除く。)、牛久保町天王下及び水金剛、下長山町上アライ(1番地から7番地まで)、美和通1丁目及び2丁目(11番地から16番地までを除く。)、塔ノ木町1丁目及び2丁目(97番地から116番地までを除く。)、千歳通2丁目(市道中通線以東)及び3丁目(市道中通線以東</p>

	(15番地から19番地の2までを除く。))、金塚町、松風町、駅前通4丁目、正岡町(沖田、西深田(349番地から361番地まで)、流田(437番地から500番地まで)、胡麻田(726番地から733番地まで)及び縄手越(115番地の1から115番地の3まで、116番地から118番地まで、119番地の1、119番地の2及び124番地の4)を除く。)、行明町、柑子町、瀬木町(北裏(55番地、60番地及び103番地)を除く。)並びに西島町
豊川市立代田小学校	白鳥町割塚(1番地の2及び1番地の3)、野口前(9番地の5、9番地の8、9番地の9、9番地の11及び9番地の28から9番地の114まで)及び兎足(1番地の5、1番地の6及び27番地の4)、野口町道下(市道代田八幡線以南)、市田町河尻(市道上宿榊井(その1)線以南)、財木、財木屋及び新道下(市道代田八幡線以南)、諏訪3丁目、諏訪4丁目、諏訪西町1丁目、諏訪西町2丁目、穂ノ原2丁目、八幡町鐘鋳場(12番地の9)、新道町1丁目(市道萩山二丁目新道一丁目線以北)、代田町、蔵子4丁目、蔵子5丁目(市道篠束野口(その3)線以東)、蔵子6丁目(市道篠束野口(その3)線以東)並びに蔵子7丁目(市道篠束野口(その3)線以東)
豊川市立金屋小学校	金屋町、金屋元町、金屋本町、金屋西町1丁目、金屋西町2丁目、金屋西町3丁目、中央通3丁目(25番地から42番地までを除く。)、4丁目及び5丁目、駅前通3丁目(31番地から54番地まで)、千歳通1丁目、末広通1丁目(31番地から37番地までを除く。)、赤代町、穂ノ原1丁目、金屋橋町、諏訪2丁目(3番地から397番地までを除く。)並びに若鳩町(市道中央通四丁目開運通二丁目線以東)
豊川市立豊小学校	豊川町止通(1番地から16番地の1まで、17番地の3から20番地の3まで、22番地の3から24番地の3まで及び25番地の3)、利通(市道奴通利通線以北)、奴通(12番地の1から12番地の3まで、13番地の1から13番地の3まで、15番地の2、15番地の3、16番地の2、16番地の3及び17番地の2から17番地の5までを除く。)、留通及び遠通、西豊町1丁目、西豊町2丁目、西豊町3丁目、東豊町1丁目、東豊町2丁目、東豊町3丁目、東豊町4丁目、東豊町5丁目(31番地、32番地、34番地、36番地、38番地、40番地、41番地及び44番地)、豊栄町(市道古宿榊井(その2)線以東)、稲荷通(市道古宿榊井(その2)線以東)、新豊町1丁目、新豊町2丁目、本野ケ原1丁目、本野ケ原2丁目、本野ケ原3丁目、本野ケ原4丁目(116番地から122番地までを除く。)、本野ケ原5丁目、大堀町、豊が丘町、谷川町天王(171番地から174番地まで)、東名町1丁目(128番地から138番地まで及び149番地を除く。)及び2丁目、光陽町(市道東部区画51号線以西)並びに天神町(1番地、2番地、4番地、9番地、23番地から28番地まで及び34番地から37番地まで)
豊川市立一宮東部小学校	東上町、江島町、上長山町及び一宮町(旭、宝川及び大池(国道151号線以北))
豊川市立一宮西部小学校	一宮町(旭、宝川、大池及び上新切(県道豊橋一宮線以東)を除く。)、大木町、篠田町、西原町及び足山田町
豊川市立一宮南部小学校	松原町、一宮町(上新切(県道豊橋一宮線以東)及び大池(国道151号線以南))、豊津町、橋尾町及び金沢町
豊川市立萩小学校	萩町
豊川市立長沢小学校	長沢町
豊川市立赤坂小学校	赤坂町及び赤坂台
豊川市立御津北部小学校	御津町(広石、豊沢及び金野)
豊川市立御津南部小学校	御津町(上佐脇、下佐脇、新田、御馬、西方、浮野、大草及び赤根)
豊川市立小坂井東小学	伊奈町新屋(名古屋鉄道名古屋本線(以下「本線」という。)以東)、北山新田、古当、佐脇原(本線以東)、新町、新町畑、茶屋、野川及び南山新田(本線以東)、小

校	坂井町大島、大塚(本線以東)、大堀、欠田、欠山、樫王、門迎、北浦、倉屋敷、才ノ木、笹見原、道地、中野、西浦、八幡田、平口(本線以東)、宮下、宮脇及び門並、篠東町、宿町並びに平井町穴瀬(本線以東)及び広見島
豊川市立小坂井西小学校	伊奈町雨田、新屋(本線以西)、一ノ坪、市場、北村、葛原、慶応、佐脇原(本線以西)、汐田、正庵、神田、大明神、大門、鶴田、出口、中村、流田、並松、縫殿、八王子、原松、深田、平内、舞々辻、前山、松間、丸ノ内、南山新田(本線以西)、宮坪、宮前、柳及び柳堤、小坂井町大塚(本線以西)、野地及び平口(本線以西)、平井町穴瀬(本線以西)、安原、小野田、上藤井、倉狭間、堺畑、坂田後、坂田前、下藤井、神明、丈方、西野地、東野地、藤ノ木、堀ノ内、水戸田、安松、山下、山ノ神、芳添及び六反、美園一丁目、美園二丁目並びに美園三丁目

中学校

学校名	通学区域
豊川市立東部中学校	豊川市立豊川小学校、豊川市立東部小学校、豊川市立桜木小学校及び豊川市立豊小学校の通学区域
豊川市立南部中学校	豊川市立牛久保小学校、豊川市立中部小学校及び豊川市立天王小学校の通学区域
豊川市立中部中学校	豊川市立千両小学校、豊川市立八南小学校及び豊川市立平尾小学校の通学区域
豊川市立西部中学校	豊川市立国府小学校及び豊川市立御油小学校の通学区域
豊川市立代田中学校	豊川市立桜町小学校及び豊川市立代田小学校の通学区域
豊川市立金屋中学校	豊川市立金屋小学校及び豊川市立三蔵子小学校の通学区域
豊川市立一宮中学校	豊川市立一宮東部小学校、豊川市立一宮西部小学校及び豊川市立一宮南部小学校の通学区域
豊川市立音羽中学校	豊川市立萩小学校、豊川市立長沢小学校及び豊川市立赤坂小学校の通学区域
豊川市立御津中学校	豊川市立御津北部小学校及び豊川市立御津南部小学校の通学区域
豊川市立小坂井中学校	豊川市立小坂井東小学校及び豊川市立小坂井西小学校の通学区域